塗色及び構造　白色　塔形
高さ　地上から構造物の頂部まで一五メートル　平均水面上から灯火まで二一メートル
記事　この照射灯は、本灯の南西方約四五〇メートルの岩礁を照らす。
変更年月日　平成二十五年二月十五日
名称　ＩＨＩ相生港導灯（前灯）
位置　兵庫県相生市（蔓島灯台の北方約四・九キロメートル）
所在地
北緯　三四―四七―三一
東経　一三四―二七―四〇
変更した事項　株式会社ＪＭＵアムテック管理
変更年月日　平成二十五年一月一日
名称　ＩＨＩ相生港導灯（後灯）
位置　兵庫県相生市（前灯の北方約一一〇メートル）
所在地
北緯　三四―四七―三五
東経　一三四―二七―三九
変更した事項　株式会社ＪＭＵアムテック管理
変更年月日　平成二十五年一月一日
名称　寺島橋橋梁灯（Ｃ一灯）
位置　蓬来島（長崎県西海市）の西北西方約九〇メートル
所在地
北緯　三三―〇二―一三
東経　一二九―三七―三九
変更した事項　一　本灯は、寺島橋橋梁灯（Ｌ一灯）及び寺島橋橋梁灯（Ｒ一灯）と同期している。
二　長崎県県北振興局管理
変更年月日　平成二十一年四月一日
名称　寺島橋橋梁灯（Ｌ一灯）
位置　寺島橋橋梁灯（Ｃ一灯）の西北西方約五〇メートル
所在地
北緯　三三―〇二―一三
東経　一二九―三七―三九
変更した事項　一　本灯は、寺島橋橋梁灯（Ｃ一灯）及び寺島橋橋梁灯（Ｒ一灯）と同期している。
二　長崎県県北振興局管理
変更年月日　平成二十一年四月一日
名称　寺島橋橋梁灯（Ｒ一灯）
位置　寺島橋橋梁灯（Ｃ一灯）の東南東方約五〇メートル
所在地
北緯　三三―〇二―一二
東経　一二九―三七―四三
変更した事項　一　本灯は、寺島橋橋梁灯（Ｃ一灯）及び寺島橋橋梁灯（Ｌ一灯）と同期している。
二　長崎県県北振興局管理
変更年月日　平成二十一年四月一日
名称　寺島橋橋梁標（Ｃ一標）
位置　蓬来島（長崎県西海市）の西北西方約九〇メートル
所在地
北緯　三三―〇二―一二
東経　一二九―三七―四一
変更した事項　長崎県県北振興局管理
変更年月日　平成二十一年四月一日
名称　寺島橋橋梁標（Ｌ一標）
位置　寺島橋橋梁標（Ｃ一標）の西北西方約五〇メートル
所在地
北緯　三三―〇二―一三
東経　一二九―三七―三九
変更した事項　長崎県県北振興局管理
変更年月日　平成二十一年四月一日
名称　寺島橋橋梁標（Ｒ一標）
位置　寺島橋橋梁標（Ｃ一標）の東南東方約五〇メートル
所在地
北緯　三三―〇二―一二
東経　一二九―三七―四三
変更した事項　長崎県県北振興局管理
変更年月日　平成二十一年四月一日
名称　寺島橋橋梁標（Ｃ二標）
位置　蓬来島（長崎県西海市）の西北西方約九〇メートル
所在地
北緯　三三―〇二―一二
東経　一二九―三七―四一
変更した事項　長崎県県北振興局管理
変更年月日　平成二十一年四月一日
名称　寺島橋橋梁標（Ｌ二標）
位置　寺島橋橋梁標（Ｃ二標）の西北西方約五〇メートル
所在地
北緯　三三―〇二―一三
東経　一二九―三七―三九
変更した事項　長崎県県北振興局管理
変更年月日　平成二十一年四月一日
名称　寺島橋橋梁標（Ｒ二標）
位置　寺島橋橋梁標（Ｃ二標）の東南東方約五〇メートル
所在地
北緯　三三―〇二―一二
東経　一二九―三七―四三
変更した事項　長崎県県北振興局管理
変更年月日　平成二十一年四月一日

○海上保安庁告示第五十八号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年三月七日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称　神崎川橋橋梁灯（Ｃ二灯）
位置　阪神港大阪区（大阪常吉防波堤灯台の北北東方約一・六キロメートル）
所在地
北緯　三四―四一―一三
東経　一三五―二四―四八
変更した事項　明弧　一五三度から三三三度まで
変更年月日　平成二十五年二月十九日
名称　神崎川橋橋梁灯（Ｌ二灯）
位置　神崎川橋橋梁灯（Ｃ二灯）の北西方約五五メートル
所在地
北緯　三四―四一―一四
東経　一三五―二四―四七
変更した事項　明弧　一五三度から三三三度まで
変更年月日　平成二十五年二月十九日
名称　神崎川橋橋梁灯（Ｒ二灯）
位置　神崎川橋橋梁灯（Ｃ二灯）の南東方約五六メートル
所在地
北緯　三四―四一―一一
東経　一三五―二四―四九
変更した事項　明弧　一五三度から三三三度まで
変更年月日　平成二十五年二月十九日

○東北地方整備局告示第四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月七日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　施行者の名称　福島県
二　都市計画事業の種類及び名称　相馬都市計画緑地事業四号埒浜防災緑地
三　事業施行期間　自平成二十五年三月七日至平成二十八年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　福島県相馬郡新地町埒木崎字埒浜、字西田及び字埒南浜田並びに谷地小屋字中浜田及び字北畑地内
使用の部分　福島県相馬郡新地町埒木崎字埒浜並びに谷地小屋字中浜田及び字北畑地内